

# 有機農産物の基準づくりに関する一考察

—— “いわゆる” 有機農業は果たして高付加価値型農業か ——

足 立 恭 一 郎

1. 有機農業（産消提携、有機農産物）とは
  - (1) 的はずれの有機農業批判
  - (2) 有機農業（運動）が目指すもの
  - (3) 有機農業とは産消提携のこと
2. 産消提携の現況
  - (1) 提携の形態
  - (2) 提携の規模および供給品目
3. “似て非なる有機農業” のブーム
4. 有機農産物の基準づくりとその波及効果
  - (1) 「生態系農業連絡協議会」の基準
  - (2) 岡山県の有機無農薬農産物の認証
  - (3) 「基準」と「表示」
    - (a) 宮崎県綾町の表示について
    - (b) 自然農法国際研究開発センターの表示について
  - (4) “あいまい表示” の波及効果
    - (a) 救世主たりえない “いわゆる” 有機農業
    - (b) 有機農業運動への波及効果

第1411回定例研究会（平成元年1月17日）において類似の論題で報告して以来、はやくも1年が経過しようとしている<sup>(1)</sup>。その間、公的機関や準公的性格を有する団体が独自に栽培基準を作成し、また農林水産省内に「有機農業対策室」が設置されるなど、有機農産物の基準づくり並びに有機農業を取り巻く状況に大きな制度的変化が生じた。

と同時に、学問の世界でも「にわか有機農業論者」が急増して<sup>(2)</sup>、有機農業とは名ばかりの“似て非なる有機農業論”が展開されるなど、「有機農業」という言葉ひとつをとっても解釈の仕方に少なからぬ混乱が生じている。

本稿では、そうした用語解釈の混乱を整理しつつ、以下、この1年間に提示された2つの代表的な有機農産物栽培（認定）基準を検討素材にして、頭書のテーマについて論じてみたい。

※なお、断るまでもないが、以下の所論はすべて筆者の個人的見解である。

## 1. 有機農業（産消提携、有機農産物）とは

有機農業、産消提携、有機農産物、いまや誰もが気軽に口にする言葉である。だが、ここには日本の有機農業運動18年の思想が凝縮されている。

「有機農業」という表現が「日本有機農業研究会」（昭和46年10月17日発足、以下「有機農研」と略称）によって用いられた時、同研究会に結集した生産者や消費者、研究者たちがこの言葉遣いによって何を表現し、何を主張しようとしているのかを、その本質に深く

立ち入って理解しようとする者は極めて稀有であった。今日に至ってもなお少なく、勝手な解釈が横行し、混乱している。しかし、これらはすべて周囲の白眼視や黙殺、妨害に耐えて、今日の高い社会的評価を闘い取った先駆的な日本の有機農業運動の実践の中から生み出された言葉である。

頭書のテーマに接近するためには、まず、こうした用語の本質を明らかにすることから始めなければならない。

ところで、「有機農業」という言葉の本邦初出は、昭和46年10月である、と一般に解され

ている。厳密に言えば、松田毅氏が昭和28年に上梓した『有機農法』（北海道農政研究会刊）と題する書物において、すでに有機農業という言葉が使用されているが、実体を伴う言葉として、これに生命を与えたのは有機農研である。有機農研では「生産（作り方）——流通（運び方）——分配（分け方）——消費（食べ方）」の全過程をトータルに問い直す<sup>(3)</sup>、思想性をもった草の根の運動を象徴的に表現する言葉として、「有機農業」という言葉を用いている。

### （1）的はずれの有機農業批判

有機農業に対しては、様々な批判がある。「低生産性」、「高価格」、「除草や堆肥づくりのための過重労働」が有機農業批判の「御三家」だが、注目すべきものに有機・無農薬農産物の食品としての危険性の指摘がある。

見里朝正氏（元農薬学会会長）曰く、「ナンセンスな無農薬栽培」「……農業の目的は、安全で良質な食品を安く豊富に提供することにある。農薬を使用しなければ、確かに残留農薬の危険性はないといえる。しかし、そのために発生した害虫や病原菌が収獲物について、人の健康を害することがある。……穀物が麦角病に侵されると麦角中毒症を生じたり、ペニシリウム（青カビ）が稲を変色させる毒素を出し、これが肝硬変や肝臓ガンを起こすなど、植物寄生性菌類による人畜への害は多い。」「科学的には、（無農薬の）虫食い野菜が安全だといふなんの根拠もない。一方、農薬を使用して病害虫がついていない野菜は、農薬が残留基準以内に正しく使用されている限り、一生食べ続けても安全だという保証が科学的に得られている」<sup>(4)</sup>。

ブルース・エイムス教授（カリフォルニア大学）曰く、「……①アフラトキシン（発ガン物質）も現時点で確認されている18の有毒菌類の1つにすぎず、未だ確認されていない有害物質が沢山あること、②1940年代には、2

万人以上のロシア人が、当時その有害性が解明されていなかったフサリウムというカビ（菌）に汚染された穀物を食べて死んでいること、（中略）等から、植物の病気の発生を防ぎ、人間に有毒な物質への転換をできるだけ少なくする農薬の有効性は高い。（中略）人間が全く新たに作り出した殺虫剤（農薬）は、ほんの少ししかなく、99.99%の農薬は植物自身が有している耐病性等の分析結果から生み出されたものであり、植物はそれ自身害虫等に対する防禦本能から天然の毒性を多数有している。その結果、耐病性の強い品種を育成するということは、……植物自身の持つ毒性を高めることに他ならない」<sup>(5)</sup>。

そしてまた、農薬工業会専務理事の佐々木亨氏も、さきごろ放映された農薬の安全性をめぐる深夜討論番組の中で同主旨の議論を展開し、無農薬の有機農産物よりも農薬を散布した農産物の方が安全だと主張している。

確かに、一考に値する指摘ではある。エイムス教授が指摘するように、自然界に存在する有害物質については、知られていないことの方が多いのだろう。また、耐病性品種はそうでないものよりも毒性が高いのかも知れない。解明を急ぐべき重要課題である。カビや細菌や耐病性品種の毒性の解明が進めば、当該有機農産物がそうした有害物質に汚染されているか否かが「科学的」に判別できるようになる。歓迎すべきことである。

と同時に、農薬メーカーは安全性の「科学的」根拠となっている農薬の各種毒性試験データを公開（情報公開）すべきであろう。当該農薬の製法とともに毒性試験データもまた「企業の財産」だとして公開されない現状が、農薬の安全性に対する一般市民の不安を助長している。たとえば、『密室で行なわれる毒性評価』<sup>(6)</sup>という批判的表現に、農薬メーカーや行政に対する市民の不信感が如実に示されている。情報公開は農薬の安全性を巡る議論を文字どおりに「科学的」に行なうための第

一步であろう。

また、農家が「安全使用基準」を遵守しているかどうか、農薬散布に際しては防毒マスク、メガネ、手袋、防除衣等を正しく着用しているかどうか等々、「使用方法を誤ると人畜に被害を与える農薬も登録を許されている以上、使用方法を誤らないための指導が的確になされなければ」ならないだろう。農協等の防除指導が行なわれてはいるが、「農薬を製造販売している業者の事故防止義務及び事故が起きた場合の責任を法定するとともに、使用者に対する講習・免許制等を検討する必要がある」<sup>(7)</sup>。

更には、農薬が「適正使用」（必ずしも適正に使用されているという保証はない）された農産物のミクロの安全性の「科学的」証明にとどまらず、狭域生態系（圃場の物質・生命循環）や広域生態系（地下水への浸透、河川への流入、大気中への拡散）、食物連鎖を通じて生物濃縮される（かも知れない）農薬の人体への複合的影響などマクロの安全性についても「科学的」に検討する必要が生じよう。

その他、検討・解明を要する事柄は山ほどもあるが、その殆どは未解明のまま放置され、農薬関係者の「われ（お上、専門家）を信じよ」的農薬安全論、「やらしむべし、知らしむべからず」式農薬安全論が有機農業批判の形をとって現れている。

だが、このような有機農業批判はすぐ後に述べるように、「有機農業」および「有機農産物」に対する理解不足から生じたものであり、用語に内在する高邁な思想を単なるモノ次元に矮小化するものである。

## （2）有機農業（運動）が目指すもの

有機農研の結成趣意書や規約、機関誌『土と健康』（旧誌名『たべものと健康』）を検討してみれば分かるが、有機農研が農薬を個別に取り上げ、モノ次元でこれを問題にしたことは一度もない。保田茂氏（神戸大学）が指

摘しているように、「有機農業論を単なる技術論の領域にとどめることを避けようとしたため」である。つまり、「農業問題は現代の農業技術体系や農業労働観、あるいは農産物流通機構や農産物消費構造と密接不可分の関係にあり、……日本農業をめぐるトータルシステムの象徴的矛盾」<sup>(8)</sup>と見なければならないからである。

たとえば、野菜についていえば、昭和41年に制定された野菜生産出荷安定法（昭和51年改正）にもとづく「野菜指定産地制度」の導入（指定消費地域向け大型産地の育成）と、旧中央卸売市場法（大正12年制定）にかわって昭和46年に制定された「卸売市場法」（受入れ体制の整備）によって「野菜の大量生産・大量広域流通システム」が確立したことは既に周知の事柄であるが、その結果もたらされたものは、①多品目少量生産を排除する大規模専作化（農薬・化学肥料への依存、地力低下、連作障害）、②産地の遠隔地化、③施設化（生産の周年化、資源・エネルギーの過消費、農薬・化学肥料への依存）、④出荷野菜の指定消費地域への集中（中央卸売市場の集散市場化の深化と地方卸売市場の弱体化、転送量・転送率の増加）、⑤過剰規格・包装化（出荷前の選別の過剰かつ報われない労働の増加、農薬・化学肥料への依存）、⑥市場の取引荷口単位の大口化（卸売市場取引諸原則の形骸化の進行）……等々であった<sup>(9)</sup>。

このような「大量生産・大量広域流通システム整備の中で野菜の流通と生産に主導権を握ったのが大都市の中央卸売市場の荷受会社」である。「荷受会社の利益追求は野菜に『虚偽の価値』を付与して『高級化』し、野菜の生産と消費のあり方を大きく歪めた」<sup>(10)</sup>。消費者もまた「虚偽の価値」、すなわち「季節はズレの、見かけの規格がそろった、果菜・洋菜などの『高級野菜』」<sup>(11)</sup>を買うことをすすんで選択した（あるいは選択を余儀なくされた？）。当然のことながら、虫食い痕のない、季節感

の乏しい、規格化され、周年栽培される「高級野菜」には農薬がタップリとかけられている。

容易に知れる如く、こうした野菜の生産・流通(市場)・消費構造には農薬を撒く、撒かないの次元では論じ尽くせぬ複雑かつ困難な問題が内在している。まさしく《日本農業をめぐるトータルシステムの象徴的矛盾》として、農薬問題が現出しているのである<sup>(12)</sup>。有機農研が農薬問題を他から切り離して、それのみを個別に論じることをしなかったのはそのためである。

### (3) 有機農業とは産消提携のこと

「農薬や化学肥料を使わなければ、それが有機農業である」というだけの単純な解釈の結果は、……今日の社会のいろいろな矛盾を見ないまま過ごすことになります」。

昨今の《似て非なる有機農業ブーム》を批判して、有機農研創設者の一人、一楽照雄氏はこのように述べている<sup>(13)</sup>。

言うまでもなく、農薬の危険性は生産者自身が最も痛切に感じている。生産者は常に農薬被曝の危険に晒されている。できれば撒きたくないに違いない。しかし、市場がそれを許さない。生産量、商品価値(市場が要求する規格・基準)、労力、所得などを斟酌してやむを得ず農薬を使用している、というのが(いささか好意的に解釈しすぎかも知れないが)有機農業批判者を含む大方の生産者の姿であろう。「(農薬の害は)わかっちゃいるけど、(農薬使用は)やめられない」という、このような現状追従的思考・行動様式を、筆者がかつてそうしたようにスーダラ節的と揶揄することもできる。しかし、言うまでもなく、揶揄からは何も生まれない。

「農業者がその農法を転換させるには……困難を伴う。……消費者の……理解がなければ、実行されにくい……。……食生活……は近年著しく変化し、加工食品の消費がふえて

いるが、食物と健康との関係や食品の選択についての一般消費者の知識と能力は……十分にしか啓発されていない。……(「在るべき姿の農業」を実現するためには)農業者が、自らの農法を改善しながら、消費者にその覚醒を呼びかけることこそ……必要である。(中略)農業者が、国民の食生活の健全化と自然保護・環境改善についての使命感にめざめ、在るべき姿の農業に取組むならば、……(中略)経済合理主義の視点では見出せなかった将来に対する明るい希望や期待が発見できるであろう……」(日本有機農業研究会結成趣意書)。

有機農研は、「食」(消費構造)の歪みが「農」(生産構造)を歪め、「農」の歪みが農薬漬けの農産物を生み出すという悪循環に気づいた消費者と、「在るべき姿の農業」の復権を目指す生産者とが協同・連帯して、公害、環境破壊、資源(人間)の収奪(搾取)のない、平等互惠の「在るべき姿の社会」を実現しよう、と真摯に呼び掛け、有志を募って草の根の運動を興した。そして、そうした運動(＝スーダラ節的思考・行動様式との訣別)を象徴的に表現する言葉として、「有機農業」という言葉を作り出した。

要約して言えば、「有機農業」とは、生産者と消費者の「顔と暮らしの見える“あいだから”(有機的人間関係)」を基盤にして醸成される相互信頼に基づく連帯、すなわち、「産消提携」の中ではじめて全面開花する「在るべき姿の農業」である。つまり、「有機農業」とは「食べ物や工業製品と同次元の商品と見做さず」(一楽照雄)、「生産者は消費者の生命に責任を持ち、消費者は生産者の生活に責任を持つ」(丸山博)心構えのもとに産消が連帯・提携し、「食」および「農」を入口にして現代社会の様々な矛盾をひとつひとつ変革(＝等身大の生活変革)していこうとする相互扶助運動の総体を象徴する言葉である。

鈴木利徳氏がいのように、「有機農業の実践

者が提起している問題は、技術のあり方だけでなく、農業経営のあり方、農畜産物流通のあり方、食生活のあり方、労働のあり方、自然認識のあり方、生命認識のあり方なども含む、……日本近代の生産・生活様式に対する全体的・根源的な問いかけである」<sup>(14)</sup>。

明らかに、「有機農業」と「産消提携」とは同義のものとして捉えられている。また、農林中金研究センター専務理事の荷見武敬氏によれば、「有機農産物」とは、有機農業の本質を理解した上で同センターが作り出した言葉だという。

そして昭和53年11月25日、有機農研幹事会は提携の具体的指針として、「生産者と消費者の提携の方法10原則」を第4回全国有機農業大会で発表した。①物の売り買い関係ではなく、人と人との友好的付き合い関係、②産消合意の上での計画生産、③消費者による生産物の全量引き取り、④互助互恵精神に基づく価格取決め、⑤相互信頼醸成のための交流強化、⑥自主配送、⑦組織の民主的運営、⑧学習活動の重視、⑨グループ内会員数の適正規模の堅持、⑩理想に向かっての逐次前進、がその要点である。

このように見てくれば、もたらされた結果だけを取り出して有機農業を「高付加価値型農業」と捉えたり、栽培技術だけを他から切り離して「堆肥農業」とか「堆厩肥プラス無農薬（減、省農薬）農業」等と規定することが、如何に一面的な有機農業理解であるかが分かる。

## 2. 産消提携の現況

### (1) 提携の形態

産消提携（以下「提携」と略称）は通常、生産者と消費者とが直接に結んで生産物を市場外流通させる産直の形態をとって行なわれている。したがって、モノの流れ方に関する限り、形態的には単なる産直と提携との区別はつけにくい。

周知の如く産直とは、産地直結、産地直送、産地直販等々の略語であり、「商品」を能う限り安く購入したいと願う消費者と、反対に高く販売したいと願う生産者とが直結・直販して流通業者（中間マージン）を排除し、もって双方の貨幣的効用（消費者余剰、生産者余剰）を増加させんとするものである。こうした産直と混同されるのを嫌って、有機農研では提携の語を使用する。

すでに述べたように、提携とは有機農研の提唱する社会の変革を究極の目的に定めた、相互扶助の精神に基づく《等身大の生活変革運動》の換言的表現であり、作り方の変革と食べ方の変革とは貨幣の表裏のように一対になっている。

提携の実態に詳しい、国民生活センターの榊渥俊子氏の分類を参考にしつつ<sup>(15)</sup>、「提携の10原則」を満たし得る提携形態を筆者なりに求めれば、「直接提携（消費者グループの共同購入方式）（1対多、集団対集団。地域内提携、遠隔地提携）」と「生協経由方式」の中に（可能性も含めて）それを見出すことができそうである。

### (2) 提携の規模および供給品目

提携の現段階について最も包括的な知見を与えてくれる資料は、筆者の知る限りでは、榊渥俊子氏の「消費者集団による有機農業運動の現段階」（『国民生活研究』第24巻第2号、昭和59年9月）である。榊渥氏・他は、日本有機農業研究会に加盟する消費者グループ集団とその他の提携集団（129団体）を加えた245団体にアンケート票を郵送し、169集団（約33万世帯）から有効回答を得た。そのうち「直接提携方式」をとるものは156団体（約7万世帯、うち一部または全部の品目の供給を企業を含む専門流通機関や他の消費者集団に依存する集団34団体、20%）で、早くから有機農業に理解を示した一部「生協法人」は13団体（約26万世帯）となっている。

品目別取扱いは野菜（直接提携88.5%，生協100%）、果物（同78.8%，92.3%）、米（同53.9%，38.5%）、茶（同40.4%，15.4%）、卵（同62.8%，30.8%）、肉類（同42.9%，38.5%）、牛乳（同27.6%，7.7%）等となっている。

梶渥氏は回答が得られなかった集団や調査漏れの集団を考慮して、日本全国で少なくとも100万世帯を超える都市住民が何らかの形で有機農産物を入手しているのではないかと推測している（因に、昭和63年12月現在の有機農研の会員数は約4,000名。その内、生産者会員は20～25%と推計されている）。

調査から漏れた集団として考えられるものに、日本型キブツとして海外にも知られる山岸会がある。山岸会では、約1,000名（成人）が全国30数ヵ所の実験地（農場）において共同生活を営み、公称約1万2,000の消費者グループと提携して米、野菜、果物、有精卵、肉類、農畜産加工品等、あらゆる農畜産物を供給し、約85億円の粗収益（昭和62年度）を上げている。が、無名の消費者グループが多く、数団体を除いて大部分は調査の対象とはなっていない。1グループ当たり平均10世帯として、12万世帯前後が山岸会と提携していると推計される。

また、昭和60年11月に設立された自然農法国際研究開発センター（財団法人、実質的には世界救世教に連なる組織）は、全国に分布する公称約1万5,000名（昭和62年）の生産者を指導し、その生産物を世界救世教に属するMOA商事を通じて共同購入グループ（その他、直売、通販がある）に供給しているが、山岸会と同様に大部分は調査の対象にはなっていない。もっとも、これを提携の範疇に含めるか否かについては、見解が分かれる。

更に、忘れてはならない存在に「よつ葉牛乳共同購入グループ」がある。首都圏の約200グループ（約25万世帯）を含めて、全国で約38万世帯が無添加・無（省）農薬の安全な食

べ物を共同購入する集団を形成している（『北海道新聞』昭和63年3月17日）。単なる産直に堕したグループも多いが、提携と呼ぶに相応しい運動を展開しているグループもまた少なくなく、中には「乳研連合会」（首都圏6団体、約1万世帯）のように会員の子女の1人が提携先の有機農業青年に嫁ぐほどに産消交流を深化させ、日本国際ボランティアセンター（JVC）、中部リサイクル運動市民の会と組んで「砂漠に種を蒔く人の会」を結成してアジアやアフリカの荒蕪地に緑を回復させる運動を興し、「食の情報センター」を設立して食・農・医・環境の新聞切り抜き情報誌『F A M E ーむ・でーたばけっと』を隔月発行し、「環境にやさしい生き方」を模索するなど、食の次元を超えた多面的な活動を積極的に展開している団体もある。しかし、これについても12～13の団体（昭和62年度『農業白書』にとりあげられた千葉県三芳村生産グループと提携する「安全な食べ物をつくって食べる会」など）を除いて、調査の対象にはなっていない。

その他、生協の65%（回答137生協中89生協。昭和62年、日生協調べ<sup>(16)</sup>）が農畜産物の産直に取り組み、また、農協の13%（回答1,010農協中、134農協。昭和62年、全中調べ<sup>(17)</sup>）が販売事業として「いわゆる」有機農業に取り組んでおり、有機農産物の生協・農協間での産直（協同組合間提携）が近年かなり進展している。これらの中にも提携と呼んで然るべき内容を有するものが相当数含まれていると考えられる。

消費者は複数の集団（たとえば、任意団体と生協）に所属していることが多く、したがって重複カウントを考慮すれば、提携消費者世帯数は梶渥氏が推計しているように100～150万というのが妥当な線ではないと思われる。

### 3. “似て非なる有機農業”のブーム

提携は、途中、若干の曲折はあったものの、今日まで総じて順調に推移してきたといえる。

「昔は地主や機械屋に搾られ、いまは消費者に搾られている」と、自らの立場を“作男”と自嘲する生産者がいることは事実である。また、提携の内実に詳しい松村和則氏（筑波大学）の「農民の暮らしの場」を考慮する立場からの建設的批判もある<sup>(18)</sup>。いわく、

「オールタナティブを求める運動ということが都市の消費者・研究者の中で声高にいわれる。しかし、都市の生活者が『安全なもの』を求めて彼等には選択の自由が保障されているのに対して、『安全なもの』を作り続けようとする農民にそのプライオリティは与えられていない。」「キャスティングボートを事実上握るのは、常に都市の消費者……。農民は常に『食べて貰えなくなる』という脅迫観念を持っている」。

だが、提携にとってより大きな問題は提携を取り巻く状況の変化であり<sup>(19)</sup>、その結果生産現場に生じた、有機農業を「高付加価値型農業」「わけあり（差別化）農業」「儲かる（消費者ニーズ適応型）農業」等々と捉える有機農業とは名ばかりの“似て非なる有機農業”の粗製濫造である。そこには農薬使用を不可避にさせてきた生産・流通・消費構造の歪み、それを誘導した様々な主体、「食」と「農」を文字通り利潤追求の手段としか見ない資本の弊害等々に対する真摯な見直しや反省がない。

思うに、甚だ逆説的だが、有機農業が白眼視され、社会的にマイナーな存在であった頃が、提携する産消にとってはもっとも平穏で幸せな“蜜月”の時期であった。有機農業や有機農産物はカネにならず、両者の間に割り込もうとする者は存在しなかった。

消費者は提携以外に氏素姓の知れた、安全な食べ物を入手できなかったし、生産者は生態系を破壊しない農法（在るべき姿の農業）によって生産した農産物の使用価値を正当に評価してもらうこともできなかった。多少の欠点や欠陥は互いに許容し合い、補完し合う寛容さと忍耐強さが産消双方にあった。《生

産・流通・分配・消費の全過程をトータルに問い直す》運動拡大への情熱もあり、組織の結束力も強かった。有機農業（産消提携）の思想は確実に共有されていた。

しかし、いまや、有機農業が“商売”になる時代となった。残念ながら、“商売”にウソはつきものである。4～5年前から旧東京神田市場に入荷する青果物の4割以上に“あいまい表示”があり（『毎日新聞』昭和62年5月25日）、公正取引委員会が「一般消費者の適正な商品選択を阻害（優良誤認）する恐れがある」として、関係業界4団体に対して「不当表示（無農薬、完全有機栽培）が行なわれることの無いよう、厳重に指導するよう要望」せざるを得ない状況を呈するまでになった（昭和63年9月6日）。

こうした状況を背景にし、公的機関による“いわゆる”有機農産物の定義・基準づくりを求める消費者やマスコミの声が日増しに強くなっていた。後述するように、それは提携する産消にとっては“蜜月”の終焉を意味するものであった。

#### 4. 有機農産物の基準づくりとその波及効果

繰り返すが、「有機農業」という言葉を造り出したのは有機農研である。生産者と消費者の顔と暮らしの見える“あいだがら”（有機的人間関係）を基盤にして醸成される相互信頼に基づく連帯（産消提携）の中ではじめて全面開花する「在るべき姿の農業」、それが有機農業であり、作り方・運び方・分け方・食べ方の全過程をトータルに問い直す社会変革運動の1つとして有機農業は位置づけられていた。誰言うともなく、提携する個々人には身の丈に合わせて生活を変革することが期待された（等身大の生活変革）。そして、そのような運動の中から生み出された生産物を彼等は「有機農産物」と呼んだ。有機農産物は、提携という産直に似た市場外流通によって生産者

から消費者に直接届けられた(共同購入)。如何なる意味においても有機農業は単なる技術(農法)ではなかったし、有機農産物もまた単なるモノ(農薬汚染のない農産物)ではなかった。

つい最近まで、厳密には昭和62年4月の中西一郎参議院議員の主唱による自民党の有機農業研究議員連盟の設立まで、有機農業は日陰の存在であったし、有機農業を研究する農業経済学者は筆者の知る限りでは双の手指で足りる程しかいなかった。思想は共有され、混乱はなかった。

だが、ここ1~2年、「にわか有機農業論者」が増え、また「有機」を「自称」する農産物がこれまで以上に増加して、「似て非なる有機農業」のブームを招来し、用語ならびに市場を混乱させた。例えば国内では生態系農業、生態系活用型農業、生態系調和型農業、生態系維持型農業、自然生態系農業、環境調和的農業、環境保全的農業、等々が造語され、また持続的農業(米)、生物学的農業(仏)、永續的農業(豪)等々が輸入されるなど学問・行政の分野における用語の混乱はその極に達している。また、市場においてもひと頃、500枚550円で市販される「有機栽培野菜シール」を添付した「葉一本の有機野菜」が闊歩し、消費者の強い反発をかった。

用語の混乱を正そうとする動きは今のところ顕著ではないが、市場流通する「いわゆる」有機農産物の定義・基準を求める声が世論を形成し、それを受けていくつかの公的・私的団体で基準づくりが試みられることになった。

だが、そうした基準づくりには後述するように、如何なる意味においても「単なる技術(農法)」や「モノ」ではなかった「有機農業」や「有機農産物」を、思想性の欠如した、低次元の、そして消費者ニーズという得体の知れぬ、移ろい易い欲望(架空の力)に迎合するだけの、単なるモノ(商品)・商品づくりの技術に転落・墜落させる危険性が内在してい

る。「農」を歪めてきた「食」の在り方の見直しを、移り気な消費者に「進言」する意志も哲学も場もないからである。

《日本農業をめぐるトータルシステムの象徴的矛盾》として農薬問題を捉える視点は希薄になり、農薬使用を不可避にさせてきた生産・流通・消費構造の歪み、それを誘導してきた様々の主体に対する批判が欠落し、作り方の変革と一対であるべき食べ方の変革・運び方の変革(大量広域流通システムの見直し)を伴わず、消費者ニーズ(形式的安全指向)に迎合した単なるモノ(商品)としての基準づくり、しかも、生産現場の現状を追認するだけの甘い基準づくりに終始しているものが多い。

だが、そうは言っても、基準は必要である。「葉一本の有機野菜」の闊歩を放置することはできないし、ウソ(優良誤認)は市場から排除しなければならないからである。

問題は、基準の水準と表示的確さである。基準づくりには毅然とした態度と、それを支える確かな思想・哲学が必要とされる。

#### (1) 「生態系農業連絡協議会」の基準

有機農産物の基準づくりを求める巷間の声に真正面から応えようとした団体の一つに、昭和63年2月9日に結成された「生態系農業連絡協議会」(以下「協議会」と略称)がある。

協議会は地方自治体(6)、農協(5)、生産者団体(31)、消費者団体(3)、専門流通業者、食品加工業者(3)、外食産業、デパート(3)、スーパー等78団体と賛助会員(団体6、個人22)および評議員(5)とで構成されており(平成元年6月現在)、参加団体の数と顔ぶれの多彩さからも知れるように、準公的機関の性格をもった任意団体である(第1表参照)。会長には宮崎県綾町の郷田實町長が選出されている。

「協議会規約」には、生態系農業の生産・流通・消費に関する情報収集、普及・啓蒙、

第1表 生態系農業連絡協議会構成団体（平成元年6月17日現在）

| 生産者会員                                                                                                                                                                                   | 消費者会員                                                  | 流通業者会員                                                                                                                                                   | 加工業者会員                                                      |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|
| 自然農法国際研究開発センター（※）<br>日本有機質農産物協会<br>近代有機農業研究会<br>平生町農協（山口県）<br>中札内村農協（北海道）<br>十勝農協連合会（北海道）<br>知恵文農協（北海道）<br>境川村農協（山梨県）<br>アマタケ（プロイラー）<br>みのり会<br>水俣病患者家庭果樹同志会<br>嫌気性微生物研究会<br><br>など36団体 | 遺伝毒性を考える集い<br>我孫子市消費者の会<br>北海道消費者連盟<br>光輝病院<br><br>4団体 | MOA商事（※）<br>東京青果<br>宮崎中央青果<br>角市<br>全徳連<br>全国総菜宅配事業協同組合連合会<br>全日本健康自然食品協会<br>自然食品センター<br>すかいらーく<br>マルエツ<br>ジャスコ<br>東急百貨店<br>三越新宿店<br>横浜そごう<br><br>など29団体 | 上野食品<br>豊平誠電工業<br>長野味噌<br><br>3団体                           |
| 地方自治体会員                                                                                                                                                                                 | 賛助会員（団体）                                               | 賛助会員（個人）                                                                                                                                                 | 評 議 員                                                       |
| 綾町（宮崎県）<br>平生町（山口県）<br>三隅町（山口県）<br>高根村（岐阜県）<br>狭間町（大分県）<br>菱刈町（鹿児島県）<br><br>6団体                                                                                                         | MOA研究所（※）<br>井関農機<br>クロレラ工業<br><br>など6団体               | 郷田實（綾町町長）<br>正木馨（東京タイムズ首都圏総支局長）<br><br>など22氏                                                                                                             | 健康産業新聞記者<br>食生態学研究所所長<br>農経企画情報センター編集長<br>弁護士（2名）<br><br>5氏 |

資料：生態系農業連絡協議会第2回総会資料。

注：※印を付したものは実質的に世界救世教に属する団体。

調査・研究および「会員の自主的に定める生態系農畜産物の格付け、品質保障、検査、表示等の調整および統一」等を主たる事業として行なうことが謳われている（なお、協議会では有機農業、自然農法、減農薬農業等を総称して、行政造語と同じ「生態系農業」の表現を用い、生態系農業によって生産された農畜産物を「生態系農畜産物」と称している）。

「規約」において既に明らかなように、協議会の目指すものは《有機農産物（生態系農畜産物）の市場流通》を前提にした基準づくりである。基準の具体については、先頃開催された第2回総会（平成元年6月17日）において、基準策定委員会が提示した「生態系農

業の栽培基準（案）」（第4号議案）が承認されている。

手弁当で参加した約30名が、準備段階を含めて28ヵ月に及ぶ長い議論を重ね、互いの立場（生産者部会、流通・消費部会）や考え方に理解を深めつつ、安全な栽培方法とは何かを模索した<sup>(20)</sup>、という。

しかし、結論を先取りして言えば、協議会の定めた栽培基準は、欧米先進諸国や先に発表された「岡山県有機無農薬農産物認証要領」（平成元年3月22日）と比較して、随分と甘い（第2表参照）。

たとえば、次項で紹介する岡山県の栽培基準では「有機無農薬農産物」と「有機栽培農

第2表 有機農業（農産物）等の定義・基準に関する国際比較

| 機関および団体                                                  |              | 化学肥料<br>の使用 | 合成化学農<br>薬の使用 | 参<br>考                                                                                                                                                                                         |
|----------------------------------------------------------|--------------|-------------|---------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| IFOAM（国際有機農<br>業運動連盟）<br>1982                            |              | ×           | ×             | ・原則として、生産物に「有機農産物」という表示を付して販売することは、有機農業への転換後2年を経過した後（3回目の収穫以降）でなければならない（中村，p.8）。<br>・「有機農業へ転換中の農産物」という表示は審査の上で認可され得る（同上）。                                                                      |
| カリフォルニア州「健康<br>および安全法」（通称<br>「有機食品法」）<br>1979            |              | ×           | ×             | ・多年性作物の場合は花芽の出る12ヵ月前から、1年生および2年生の生鮮農産物の場合は播種または移植の12ヵ月前から、その全栽培・収穫期間を通してその畑に化学肥料、農薬、生長調整剤を使用してはならない（鳥居，p.51）。                                                                                  |
| Soil Association<br>（英国土壌協会）                             |              | ×           | ×             | ・生産物は、通常、2年以上の転換期間を経た後にのみ、ソイル・アソシエーションのシンボル・マークを付して販売できる（中村 p.38）。<br>・「転換中のもの」表示は審査の上で認可され得る（同上）。                                                                                             |
| EC（欧州共同体）「食<br>糧の有機的生産および販<br>売に関する理事会指令」<br>（案）<br>1987 |              | ×           | ×             | ・加盟国は、食品が合成化学物質を使用せずに生産されたものでなければ「天然の」「有機的」「生物学的」などの用語を付したり、…その他の用語や記述を伴って販売されてはならない旨、規定しなければならない（中村，p.28）。                                                                                    |
| 西ドイツ緑の党「生態学<br>的農業関連食品不当表示<br>規制法案」1987.11.3.            |              | ×           | ×             | ・基準の内容はIFOAMに類似。<br>・違反者には5万マルク以下の過料を課す（農林中金研究センター p.7）。                                                                                                                                       |
| オレゴン&ワシントン・<br>ティルス「『有機認定』<br>の手引きと基準」<br>1987           |              | ×           | ×             | ・基準の内容はカリフォルニア州の「有機食品法」に類似。<br>・毎年改訂してより厳格化。<br>・生産物の栽培、貯蔵、輸送（運送業者、卸売業者名）等の全過程の記録を要求。                                                                                                          |
| 日本有機農業研究会<br>1988.8.4.                                   |              | ×           | ×             | ・有機農産物とは、生産から消費までの過程を通じて化学肥料、農薬等の人工的な化学物質や生物薬剤、放射性物質等をまったく使用せず、その地域の資源を出来るだけ活用し、自然が本来有する生産力を尊重した方法で生産されたものをいう（「研究会」による「有機農産物」の定義）。                                                             |
| 岡山県<br>1989.<br>3.22.                                    | 有機無農薬<br>農産物 | ×           | ×             | ・「有機無農薬農産物」とは文字通りに無農薬・無化学肥料栽培、「有機栽培農産物」に使用できる農薬は天然資材の除虫菊剤、マシン油乳剤、無機硫黄剤、無機銅剤、BT剤の5種類のみ（「岡山県有機無農薬農産物認証要領」第7項）。                                                                                   |
|                                                          | 有機栽培農産物      | ×           | ×             |                                                                                                                                                                                                |
| ※自然農法国際研究開発セ<br>ンター（世界救世教）<br>1987.5.22.                 |              | ×           | ×             | ・「自然農法」とは岡田茂吉師の提唱による…農業生産方式をいう。<br>・自然農法では化学的に合成された肥料、農薬、生長調整剤、飼料添加物を使用せず、また人糞尿や完熟していない家畜排泄物は施用しない（「自然農法技術普及要綱」第1章）。                                                                           |
| ※日本有機質農産物協会<br>1982                                      |              | ○           | ○             | ・原則として低農薬、減農薬、低化学肥料であり、無農薬栽培は行わない。<br>・農薬の散布は、国が定めた病害虫防除基準の30パーセント以内にとどめる…（「日本有機質農産物協会栽培基準」）。                                                                                                  |
| ※綾 町<br>（宮崎県）<br>1989.10.1.                              | 認証区分C        | ○           | ○             | ・3つの認証区分とも土壌消毒剤および除草剤は使用できない。Aランクはマシン油乳剤等の天然資材の農薬しか使えず、化学肥料も使用できない。B、Cランクは化学肥料を「三要素施用成分総量の20%以下」使用できるが、合成化学農薬（防除回数）はBランクで「慣行防除の1/5以下」、Cランクで同1/3以下しか使用できない（「綾町自然生態系農業の推進に関する条例」に基づく「生産管理検査手順」）。 |
|                                                          | " B          | ○           | ○             |                                                                                                                                                                                                |
|                                                          | " A          | ×           | ×             |                                                                                                                                                                                                |
| 生態系農業<br>連絡協議会<br>1989.6.17.                             | ①の方式         | ○           | ○             | ・3つの方式とも土壌消毒剤および除草剤は使用できない。「③の方式」は無農薬・無化学肥料栽培。「②および①の方式」は綾町の基準に準じており、化学肥料の使用を「慣行施肥量の20%以下の範囲で使用できる」が、合成化学農薬については綾町よりも甘く、「②の方式」で「その地域の慣行防除量の1/3以下」、「①の方式」で同1/2以下となっている（「生態系農業の栽培基準」）。           |
|                                                          | ②の方式         | ○           | ○             |                                                                                                                                                                                                |
|                                                          | ③の方式         | ×           | ×             |                                                                                                                                                                                                |

資料：中村耕三編訳「欧米における有機農産物に関する基準」（農林中金研究センター，昭和62年12月）。  
鳥居ヤス子「米英の有機農業事情」（『農業と経済』昭和62年2月号）。  
農林中金研究センター「西ドイツ緑の党の生態学的農業関連食品不当表示規制法案」（『NRCレポート』88-No.3，昭和63年11月）。  
足立恭一郎監訳「オレゴン&ワシントン・ティルスの『有機認定』の手引きと基準」（『農業富民』平成元年2月号，3月号）。

注．合成化学農薬の使用については、特別の場合を除いて原則的に使用禁止としている場合には×印を付した。なお、表中の機関および団体名に付した※印は「生態系農業連絡協議会」加入団体であることを示す。

産物」とを明確に区別して表示し、前者は文字通りに無農薬・無化学肥料栽培、後者の場合でも農薬は除虫菊、マシン油乳剤、無機硫黄剤、無機銅剤、BT剤（微生物農薬）の5種類のみに限られた、「無農薬に限りなく近い少農薬・無化学肥料栽培」となっているのに対して、協議会の栽培基準では無農薬・無化学肥料栽培を「③の方式」として指向しながらも、「（回数及び総量において）その地域の慣行防除暦の2分の1以下」「同、3分の1以下」の栽培をそれぞれ「①の方式」、「②の方式」として農薬使用を許容している（第3表参照）。

「最終的には……（農薬、化学肥料、その他の）化学合成物質を一切使用せずに、健全な農業経営を営むことを目指し」ながら、現段階で最少限度の農薬・化学肥料等の施用を認めた理由として、協議会では①「現在の市

場の品質評価、消費者の購買行動が、あまりに外観重視になっていること」、②「土壌の生態系が未熟な期間では、生育が……十分でなかったり、病虫害が発生して放置できない場合もありがちであること」を挙げている。

そして、農業のなんたるかを知らぬ消費者にありがちな無農薬・無化学肥料栽培への性急かつ盲目的な拘泥を次のように批判する。

「私たちの強く望むところは、自然生態系の輪廻に即した、化学物質などに依存しない強い生命力を持った安全健康な食物に他ならない。しかし、現実のほとんどの農地は、過去30年余に亘る化学的農業で、地力は疲弊低下してしまい、前途に明るい希望を持たない農家が多い。そういう現実を無視して、化学物質を使うなど強要することは、まさしく暴挙暴言に等しいと思う」<sup>(21)</sup>。

「暴挙暴言」とは穏やかではないが、言う

第3表 生態系農産物の栽培基準（生態系農業連絡協議会）

| 区 分     | ① の 方 式                                                                                                               | ② の 方 式                                                                                                                                                | ③ の 方 式                                                                            |
|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|
| 定 義     | 生態系農業を志す農業者ならだれでも努力すれば可能なレベル                                                                                          | 土づくりが進みや高度な技術を身につけた生産者が実施できるレベル                                                                                                                        | 目標とする化学合成物質を使用しない農業                                                                |
| 除 草 剤   | 使用しない<br>※但し、特定の作物については毒物・劇物以外で魚毒性A類のものに限り1回まで認める。                                                                    | 一切使用禁止                                                                                                                                                 | 一切使用禁止                                                                             |
| 土 壌 消 毒 | 使用しない<br>※但し、作物を特定して1回まで認める。                                                                                          | 一切使用禁止                                                                                                                                                 | 一切使用禁止                                                                             |
| 化学合成農薬  | その地域の慣行防除暦の1/2以下（回数及び総量において）。<br>使用時期は、農薬安全使用基準にいう収穫前期間の2倍以上前までとする。<br>※但し、遺伝毒性、発ガン性、催奇性、残留性を考慮して使用禁止する物質を定めることを検討する。 | その地域の慣行防除暦の1/3以下（回数及び総量において）。<br>毒物・劇物及び魚毒性C、D類は使用禁止<br>使用時期は、農薬安全使用基準にいう収穫前期間の2倍以上前（最低15日以上前）までとする。<br>※但し、遺伝毒性、発ガン性、催奇性、残留性を考慮して使用禁止する物質を定めることを検討する。 | 一切使用禁止                                                                             |
| 化学合成肥料  | 有機質資材による施肥を主体とし、化学合成肥料は慣行施肥量の成分量の2割以下の範囲で使用を認める。                                                                      | 有機質資材の施用を主体とし、化学合成肥料は原則的に使用しないこととする。但し、作物を特定して慣行施肥量の成分量の2割以下の範囲で使用を認める。追肥は、収穫前30日まで。                                                                   | 一切使用禁止                                                                             |
| 植物生長調節剤 | ——                                                                                                                    | ——                                                                                                                                                     | 化学合成物質については一切使用禁止                                                                  |
| 葉面散布剤   | ——                                                                                                                    | ——                                                                                                                                                     | 化学合成物質については一切使用禁止                                                                  |
| 実施期間の条件 | ①の方式を実施して丸1年以上経過した圃場の2年目以後の農産物                                                                                        | ②の方式を実施して丸2年以上経過した圃場の3年目以後の農産物<br>①の方式に該当するとして認められた後1年以上生産・出荷の実績がある圃場で、②の方式を実施する場合                                                                     | ③の方式を実施して丸2年以上経過した圃場の3年目以後の農産物<br>②の方式に該当するとして認められた後1年以上生産・出荷の実績がある圃場で、③の方式を実施する場合 |

資料：生態系農業連絡協議会「生態系農業の栽培基準」（平成元年6月17日）より作成。

までもなく消費者は生産者に「化学物質を使うなと強要」しているのではない。化学物質を使う、使わないは生産者の自由である。ただ、化学物質を使用したものを恰も使用していないかのように装い、消費者に優良誤認させる「あいまい表示」は認めないと主張しているにすぎない。この点、協議会側は誤解している。

なお、表示の仕方については「検討中」とのことである。

## (2) 岡山県の有機無農薬農産物の認証

岡山県の有機農業推進事業は、昭和63年6月1日の「有機無農薬農業推進要綱」の制定に始まった。

「推進要綱」には、昭和63年度から3年間で県内に①45ヵ所の中核的生産集団（おおむね1集団10戸、1ha以上。1集団当たり約130万円補助）と、②約100名の推進リーダー（農業士、青年農業士等の中核農家や有機無農薬実践農家を対象）を育成し、さらに③認証制度を設けて「岡山県有機無農薬農産物」としての独自ブランドづくりを推進することが謳われ、初年度にあたる63年度は、当該予算として約2,200万円が充てられて15集団（280戸、野菜を中心として果樹、米、合計約18ha）と、55名の推進リーダーが誕生した（平成元年度は31名が新たに推進リーダーとして認定された）。

有機無農薬農業が果たしてかくも短時日に育成できるものか、と疑問視する声もなくはないが、平成元年3月22日、「有機無農薬農産物認証要領」が策定され、同要領に基づいて県内9ヵ所の地方振興局内に振興局長の諮問機関としてそれぞれ設けられる「認証審査委員会」（消費者団体の代表者、市町村・農業改良普及所・農協・農協中央会支所・経済連支所の各職員、推進リーダーなど10人で構成）の審査に合格した生産者に対して「認証マーク」が交付されることになった（第1図参照）。

「認証マーク付き有機無農薬農産物」が実際に取扱い店の店先に並んだのは、岡山市内で開催された「認証記念・有機無農薬農産物フェア」（7月1日～2日）以降のことだが、補助事業（県内45ヵ所の中核的生産集団の育成）と認証制度とは相互に独立して運営されており、然るべき要件を備えた生産者には均等に制度への参加機会が与えられ、現在、約500戸（30ha）が農地を登録している（『日本農業新聞』平成元年7月31日）。

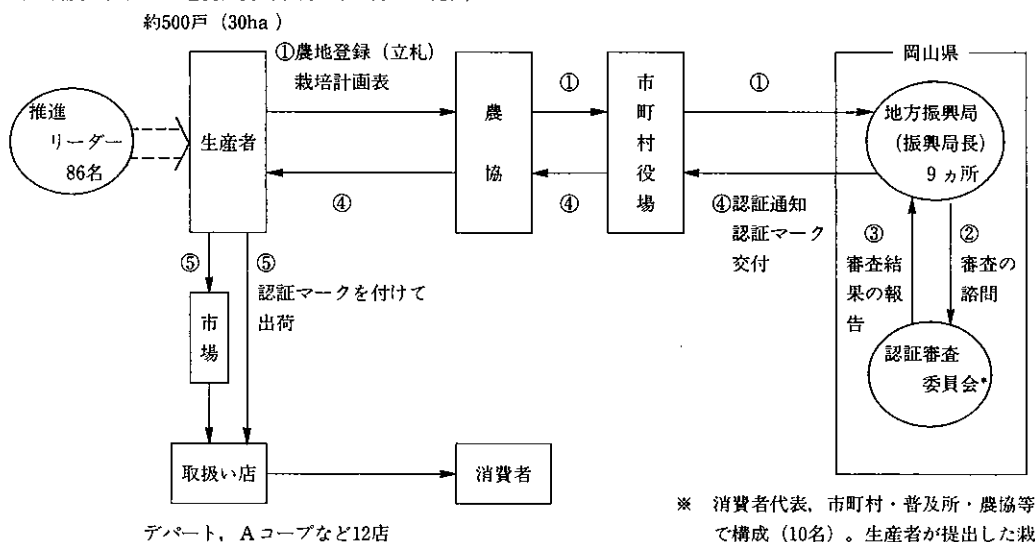
すでに明らかなように、岡山県の認証制度も先の協議会と同じく《有機農産物（有機無農薬農産物、有機栽培農産物）の市場流通》を前提にしたものであり、有機農産物を「わけあり（差別化）商品」（旬の味、健康・安全志向）と位置づける視点において共通している。

この点を衝いて、保田茂氏は有機農業運動を推進してきた研究者の立場から次のようにコメントしている。

「……岡山県の制度は、安全な食べ物を消費者に提供するものではあるが、生産者との提携がなくともだれもが容易に有機農産物を手に入れることができるため、結果として有機農業の運動の基本である生産者と消費者の関係性を断ち切ることになりかねない。これでは単に安全な食べ物であればいいという、農業技術論の枠から一歩も出ないことになり、農業をめぐる種々の問題を話し合う、生産者と消費者の基盤は生まれない」（『日本農業新聞』平成元年7月31日）。

しかし、先の協議会の栽培方式区分と比較して、岡山県の認証区分は単純明快で、何のケレンもない。認証を得るのに必要な農法転換後の経過期間が最低6ヵ月間と短いことを除けば（通常は2～3年）、国際的に見ても遜色のない最も厳格な基準のひとつと評価することができる。すでに触れたように、認証区分のAにランクされる「有機無農薬農産物」は文字通りに無農薬・無化学肥料栽培であり、

(1) 制度の仕組みと進展程度（平成元年7月1日現在）



(2) 認証区分

|                 | 基 準                                                                                                              | マ ー ク    |
|-----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|
| 有機無農薬農産物<br>(A) | 栽培基準に従って化学肥料・農薬を使用しないで生産された農作物（野菜、水稻、果樹）。                                                                        | (赤色)<br> |
| 有機栽培農産物<br>(B)  | 栽培中に病害虫等が発生し、やむを得ず県が限定している天然資材等の農薬を使用して生産された農産物（野菜、水稻、果樹）。<br>※病虫害防除に使用できる天然資材は除虫菊剤、マシン油乳剤、無機硫黄剤、無機銅剤、BT剤の5種類のみ。 | (緑色)<br> |

（認証マーク中の番号は生産地域，すなわちそれを認証した地方振興局番号①～⑨を表わす。）

第1図 岡山県の有機無農薬農産物認証制度

資料：岡山県「有機無農薬農産物認証のしおり」，同「認証要領」（平成元年3月22日）および筆者の聴取り。

Bにランクされる「有機栽培農産物」でも使用を許される農薬は5種類の天然資材で、表示と栽培技術内容とがよく一致している。

言うまでもなく、有機農業や有機農産物を単なる技術やモノとして捉える発想は根本的に誤りである。この点に関しては筆者も、長く、深く、日本の有機農業運動と関わりをもってきた他の人たちと同意見である。だが、《厳しい基準》は、少なくとも市場に溢れる「ウソつき有機農産物」の排除には役立つと考える。その意味において、筆者は厳しい認証基準を定めた岡山県の姿勢を評価したい。先にも述べたように、消費者に優良誤認させるような曖昧さやウソ（不当表示）は市場から排除しなければならないからである。

もし、問題があるとすれば、岡山県の認証制度は「手続きの認証であって、品質の認証ではない」点であろう。この点の改善のためには、例えばオレゴン・ティルスや綾町がそうしているように、認証に際して生産者に土壌サンプルの提出を求めて使用禁止農薬の残留の有無を検査し、残留がある場合には認証しないことが必要である。認証に必要な農法転換後の経過期間が最低6ヵ月間と短いことを考慮すれば、これは検討すべき課題の1つであろう。

他方、登録生産者が間違いなく所定の栽培基準を遵守しているかどうかについて、これを疑問視し、検証を求める声があるが、登録圃場に立札を立てて「有機無農薬農産物栽培圃場」であることを明示することが生産者に義務づけられており、圃場周辺の第三者による監視（隠れて農薬をふることの牽制）ができることを考慮すれば、認証審査委員会の委員を補助する補助員（県が委嘱した農協の営農指導員、普及所普及員、約90名）の活用によって対応できると考えられる。

### (3) 「基準」と「表示」

有機農産物の基準づくりは、言うまでもな

く、《有機農産物の市場流通》を前提にしたものである。すでに述べたように、有機農研は「産消提携」と同義のものとして昭和46年10月に「有機農業」という言葉を造り出した。したがって、新語創造者に敬意を表するならば、提携以外のものに有機農業（あるいは「有機農業を含めて〇〇〇農業等と総称する」という類の定義）を使用するのは混乱を招くだけであり、控えるべきだと筆者は考えるが、狭量・偏屈に過ぎようか。しかし、現実には、有機農業の語が独り歩きし、農業技術に矮小化されたイメージが巷間に定着している。

農水省、東京都、食品需給研究センターのアンケート調査によれば、何れの調査結果を見ても半数近い消費者（4～5割）が有機農業を無農薬栽培としてイメージし、あるいは「有機農産物という以上は農薬は使うべきではない」としている（第4表～第6表）。これに対して「有機農産物の魅力」を「生産者と交流できる」と捉える消費者は僅かに8%、「今後、利用したい有機農産物」として「生産者と消費者の心の通った農産物」と答える消費者も僅かに7%強にすぎず、筆者の思い入れにも拘らず産消提携を志向する消費者は多くない（第7表、第8表）。

採用標本に由来するバイアスがあるとはいえ、少なくとも半数に近い消費者が無農薬のイメージを「有機」もしくは「有機」類似表現に対して持つ現実がある以上、消費者の声に真摯であろうとするならば、農薬を散布したものを有機農産物としてこれを認証すべきではないだろう。目的や意図はどうであれ、結果において消費者を欺くことになるからである。

繰り返しになるが、この点、岡山県の認証基準は高く評価できる。また、表示にウソや曖昧さはなく、認証マークに記載された2種類の表現（「有機無農薬」「有機栽培」）と栽培技術とは完璧に一致している。消費者に優良誤認させる懸念はない。

第4表 「いわゆる有機野菜」のイメージ（農林水産省調べ）

（単位：％）

| 農 薬                    | 全く使用しない | できる限り<br>使用しない | こだわらない<br>（普通栽培と<br>変わらない） | 計     |
|------------------------|---------|----------------|----------------------------|-------|
| 有機質肥料                  |         |                |                            |       |
| 100％使用                 | 18.9    | 18.0           | 2.9                        | 39.8  |
| 主として使用                 | 13.8    | 30.1           | 3.3                        | 47.2  |
| こだわらない<br>（普通栽培と変わらない） | 4.4     | 5.1            | 3.5<br>（その他）               | 13.0  |
|                        | 37.1    | 53.2           | 9.7<br>（含その他）              | 100.0 |

資料：農林水産省食品流通局「昭和62年度食料消費モニター（野菜の消費について）」（昭和63年9月）より作表。  
注．回答数973（全国）。

第5表 「有機栽培」のイメージ（東京都調べ）

（単位：％）

| 農 薬                   | 全く使用しない | 使用量が少ない | 使っている<br>（普通栽培と<br>変わらない） | 計    |
|-----------------------|---------|---------|---------------------------|------|
| 化学肥料                  |         |         |                           |      |
| 全く使用しない               | 38.4    |         | 14.8                      | 53.2 |
| 使用量が少ない               |         | 28.5    |                           | 28.5 |
| 使っている<br>（普通栽培と変わらない） | 13.8    |         | 3.8                       | 17.6 |
|                       | 52.2    | 28.5    | 18.6                      | 99.3 |

資料：東京都生活文化局「昭和62年度第5回東京都消費生活モニター・アンケート調査結果（食品の表示）」（昭和63年3月）より作表。

注．回答数959（東京都），無記入0.7％あり。

第6表 農薬使用に対する消費者の考え（食品需給研究センター調べ）

（単位：％，人）

|                       | 合 計          | 農薬は使うべきでない  | 低毒性なら適度に使用してよい | 病虫害発生時は、必要最小限使用可 | その他       | 無回答      |
|-----------------------|--------------|-------------|----------------|------------------|-----------|----------|
| 合 計                   | 100.0<br>325 | 48.3<br>157 | 3.1<br>10      | 43.7<br>142      | 3.1<br>10 | 1.8<br>6 |
| 瀬神戸生協（西宮支部<br>野菜グループ） | 100.0<br>183 | 49.2<br>90  | 3.3<br>6       | 43.7<br>80       | 2.2<br>4  | 1.6<br>3 |
| 大地を守る会                | 100.0<br>142 | 47.2<br>67  | 2.8<br>4       | 43.7<br>62       | 4.2<br>6  | 2.1<br>3 |

資料：食品需給研究センター「人間の健康と食べ物に関する調査研究－有機農産物の生産者ならびに消費者の意識を中心にして－」（平成元年3月），90頁。

第7表 有機農産物の魅力について

(単位：％，人)

|             | 回 答<br>者 数   | 安全で<br>ある   | 栄養が<br>高い  | 新鮮で<br>ある   | 味がよ<br>い    | 珍しい      | 出荷者<br>が分か<br>っている | 生産者<br>と交流<br>できる | その他      | 無回答      |
|-------------|--------------|-------------|------------|-------------|-------------|----------|--------------------|-------------------|----------|----------|
| 合 計         | 100.0<br>325 | 94.5<br>307 | 21.8<br>71 | 36.3<br>118 | 72.6<br>236 | 0.6<br>2 | 36.0<br>117        | 8.0<br>26         | 2.2<br>7 | 0.0<br>— |
| 瀬 神 戸 生 協   | 100.0<br>183 | 92.9<br>170 | 17.5<br>32 | 49.7<br>91  | 68.3<br>125 | 1.1<br>2 | 31.7<br>58         | 6.6<br>12         | 2.7<br>5 | 0.0<br>— |
| 大 地 を 守 る 会 | 100.0<br>142 | 96.5<br>137 | 27.5<br>39 | 19.0<br>27  | 78.2<br>111 | 0.0<br>— | 41.5<br>59         | 9.9<br>14         | 1.4<br>2 | 0.0<br>— |

資料：第6表に同じ。94頁。

注。複数回答。相対度数(％)は回答者数を基数とする。

第8表 今後、利用したい有機農産物についての考え(食品需給研究センター調べ)

(単位：％，人)

|             | 合 計          | 化学肥<br>料と農<br>薬をま<br>ったく<br>使わな<br>い | 化学肥<br>料と農<br>薬をで<br>きるだ<br>け不使<br>用 | 農薬を<br>まったく<br>使わな<br>い | 農薬を<br>できる<br>だけ使<br>わない | 化学肥<br>料をま<br>ったく<br>使わな<br>い | 化学肥<br>料をで<br>きるだ<br>け使わ<br>ない | 生産者<br>と消費<br>者の心<br>の通っ<br>た農産<br>物 | その他      | 無回答      |
|-------------|--------------|--------------------------------------|--------------------------------------|-------------------------|--------------------------|-------------------------------|--------------------------------|--------------------------------------|----------|----------|
| 合 計         | 100.0<br>325 | 37.8<br>123                          | 37.5<br>122                          | 6.8<br>22               | 8.3<br>27                | 0.0<br>—                      | 0.3<br>1                       | 7.4<br>24                            | 0.6<br>2 | 1.2<br>4 |
| 瀬 神 戸 生 協   | 100.0<br>183 | 38.8<br>71                           | 38.3<br>70                           | 7.1<br>13               | 7.7<br>14                | 0.0<br>—                      | 0.5<br>1                       | 5.5<br>10                            | 0.0<br>— | 2.2<br>4 |
| 大 地 を 守 る 会 | 100.0<br>142 | 36.6<br>52                           | 36.6<br>52                           | 6.3<br>9                | 9.2<br>13                | 0.0<br>—                      | 0.0<br>—                       | 9.9<br>14                            | 1.4<br>2 | 0.0<br>— |

資料：第6表に同じ。95頁。

ただし、バチルス・チューリンゲンシス菌(通称BT菌)が体内でつくり出す結晶性毒素を農薬として利用するBT剤には、生菌製剤と殺菌処理を施した死菌製剤があり、生菌は結晶性毒素以外にもヒトの食中毒菌として知られるバチルス・セレウス菌がつくる下痢毒素に類似した毒素を生産するために、人体への悪影響を懸念する指摘や、環境中での残留・増殖に伴う未知の危険性の指摘がある<sup>(22)</sup>。し

たがって、「BT剤使用は死菌製剤に限る」との1項を付加することが望ましい。

他方、岡山県の認証基準に比較して、協議会の栽培基準は随分と甘く、消費者の「有機」イメージとの間にかなりの乖離があり、また、国際的には殆ど通用しないものであるといわなければならない。

しかし、言うまでもなく、栽培基準は表示の仕方とワンセットにして論じ、評価すべき

ものである。

異論も出ようが、例えば農薬を1～2回、撒く撒かないは、極言すれば瑣末なこと、と筆者は考えている。筆者は《開かれた産消提携》<sup>(23)</sup>を支持し、無農薬・無化学肥料によって栽培された農産物、食べ方の変革や知恵・工夫が要求される四季折々の自然の恵みこそ食べ物と呼ぶに相応しいものである、との立場をとる者ではある。しかし、生産者が無農薬・無化学肥料による栽培を志向してはいても、予期せぬ事態に直面して樹（茶、果樹）や草（米麦、野菜）を守るために、不本意ながらも緊急避難的に農薬（化学合成物質）を1～2回あるいはそれ以上散布しなければならぬことが起こり得よう。彼が真に有機農業志向者の名に値する生産者であれば、農薬散布は恐らくわれわれ都市生活者の想像を遙かにこえて悔しく辛い決定であるに違いない。農薬散布は彼の依って立つ信念と誇りを損ない、傷つけるからである。

本稿では、生産者のこうした痛みが自ずと了解できる産消の「顔と暮らしの見える」あいだがら（有機的人間関係）の成立をもって有機農業（産消提携）を捉えてきた。事実、個々の提携を見ると無農薬・無化学肥料栽培でないものも少なからず存在し、産消それぞれが、それぞれの要求（技術）水準に応じた相手と納得の上で提携している。

重要なことは、提携においては消費者が当該農産物にどのような農薬や化学肥料が、どの程度（総量および回数）使用されているかについての“完全情報”を得て、納得してそれを購入していることである。

上に指摘したことを考慮すれば、有機農産物の基準を巡る議論は、最終的には表示が栽培技術を正確に表現し得ているか否か（表示と栽培技術との一致）の問題に集約される、ということができる。

こうした視点に立って、以下、協議会の有力な構成団体である宮崎県綾町および自然農

法国際研究開発センターが先に採用（または採用を予定）した表示形態について検討してみたい。

#### (a) 宮崎県綾町の表示について

宮崎県綾町は全国に先駆けて「自然生態系農業の推進に関する条例（通称、有機農業条例）」を制定し（昭和63年6月30日）、条例に基づく「自然生態系農業の合格証票交付認定」作業を平成元年10月1日より実施し、すでに合格証票を添付した「商品」の出荷を行っている。

認定区分は「農地認定区分」と「生産管理認定区分」との組み合わせによって、A、B、C、3種類の「総合認定区分」に分類され、「合格証票」を金、銀、銅に色分けしてそれを表現しているという（第2図参照）。本稿の締切りに間に合わず、現物を入手していないが、綾町有機農業開発センターに電話で問い合わせたところ、ランク区分は色分けによるのみで、農薬使用認定区分（たとえば、Bランクでは「合成化学農薬の防除回数は、慣行防除の5分の1以下」）等の記載は合格証票にはない、とのことであった（10月19日）。

この点について、同センター所長は「現在のところ生産量が少なく、出荷先を限定している。販売に際しては色分けの定義を消費者に説明しているので、消費者も金、銀、銅、3種類の認定区分の違いを承知の上で購入しており、混乱は生じていない。11月に予定している生協への出荷に際しては、販売コーナーに合格証票認定区分の説明表示板等を備える予定」と、コメントしている。

聞き洩らしたが、限定出荷先とは恐らく、14年の歴史をもつという綾町内での青空市場、昭和60年に宮崎市農協の旧支所を改造してつくった綾町農協直営の「産地直売センター」、そして生協とは多分、福岡共生社生協、宮崎県民生協、鹿児島県民生協等々をそれぞれ指すのであろう<sup>(24)</sup>。出荷先がこのように特定さ

① 農地の認定区分

|     | 過去における農地の管理状況                   |
|-----|---------------------------------|
| A農地 | 自然生態系農業の趣旨にのっとり<br>管理期間3年以上のもの  |
| B農地 | 自然生態系農業の趣旨にのっとり<br>管理期間2年以上3年未満 |
| C農地 | 自然生態系農業の趣旨にのっとり<br>管理期間1年以上2年未満 |

② 生産管理の認定区分

|   | 土壌消毒剤<br>除 草 剤 | 化学肥料                    | 合成化学農薬<br>(防除回数) |
|---|----------------|-------------------------|------------------|
| A | 使用しない          | 使用しない                   | 使用しない            |
| B | 使用しない          | 三要素施用<br>成分総量の<br>20%以下 | 慣行防除の<br>1/5以下   |
| C | 使用しない          | 三要素施用<br>成分総量の<br>20%以下 | 慣行防除の<br>1/3以下   |

③ 総合的な認定区分

| 総合認定区分基準   |                   |            |
|------------|-------------------|------------|
| 農地認<br>定区分 | 生産管<br>理の認<br>定区分 | 総合認<br>定区分 |
| A          | A                 | A          |
| A          | B                 | B          |
| B          | B                 |            |
| B          | A                 |            |
| A          | C                 | C          |
| B          | C                 |            |
| C          | C                 |            |
| C          | A                 |            |
| C          | B                 |            |



④ 合格証票の認定区分

|        |
|--------|
| 金色のマーク |
| 銀色のマーク |
| 銅色のマーク |

出荷  
消費者

※ 色だけを変えた同一  
様式のマークを使用

第2図 綾町自然生態系農業の合格証票交付認定様式図

資料：綾町「自然生態系農業の合格証票交付認定手順」（平成元年10月）。

れている限り、表示板等の設置は確実であり、したがって消費者への認定区分の周知徹底も可能であろう。

しかし、綾町の有機農業(条例では、「自然生態系農業」、農協がこれまで市場出荷してきた段ボール箱には「有機農業の町」、町長が書く小論中では「有機生態系農業」等々と用語が不統一)は本質的に《市場志向型》である。生産量が少なく、出荷先が特定される現在はこのままでもよいとしても、将来的には有機農業による生産を振興して一般市場へ出荷することも念頭においている以上、要らぬ混乱を生じさせないためには、合格証票そのものに認定区分の定義を記載することが望ましい。

意識的に表示を曖昧にして消費者に優良誤認させ、もって販売利益をあげんとする『売らんかな』至上主義に偏倚しやすい商業資本ならば兎も角、全国に先駆けて「有機農業条例」まで制定した綾町ならばこそ、世間に流石と思わせるような水準の高い、優良誤認の生じない証票表示への改善を期待したい。

(b) 自然農法国際研究開発センターの表示について

自然農法国際研究開発センター（以下「開発センター」と略称）は実質的には世界救世教に連なる組織で、北海道名寄市、静岡県大仁町、沖縄県石垣市の3ヵ所に直営農場を持

ち、全国に分布する公称約1万5,000名の自然農法実践農家を指導し、昭和60年11月に農林水産省から財団法人としての認可を受けている。

一昨年（昭和62年）の5月に「自然農法技術普及要綱」を作成し、これに基づいて昨年8月に3種類の「自然農法認定マーク」が定められた。年度内（平成元年）には認証手続き、認定マーク発行の時期等が具体化するという。先に第2表に示したように、開発センターが「自然農法技術普及要綱」において示

した認定基準は、国際的に見ても遜色はなく、厳格な部類に属する。

しかし、問題は、認定マークである（第3図参照）。金、銀、オレンジの3色に分けて認定基準を表示し、オレンジには図にあるように「準自然農法産」と記載して「自然農法産」（これに関しては、基準と表示が一致しており、問題はない）と区別しているが、認定マークそのものには「準」の内容に関する説明がない。



金色

自然農法技術普及要綱の奨励または認可と認められた技術および資材で生産された農産物に表示



銀色

自然農法への移行期間（自然農法を実施して2か年以内）に生産された農産物に表示



オレンジ色

自然農法技術普及要綱の特例許可を受けた資材を使用した農地で生産された（自然農法に準じた）農産物に表示

第3図 （財）自然農法国際研究開発センターの認定マーク

資料：自然農法国際研究開発センター『自然農法ニュース』（昭和63年9月号）。なお、栽培基準の具体については「検討中」とのこと（平成元年10月現在）。

開発センターが会員に発行する『自然農法ニュース』（昭和63年9月号）によれば、「準自然農法産」とは「自然農法技術普及要綱の特例許可を受けた資材を使用した農地で生産された（自然農法に準じた）農産物」とあり、同要綱第27条に「特例」条項が設けられて「自然農法（技術）として……使用を禁止」した筈の化学合成農薬や化学肥料等の禁止資材の使用を「特例」として許可することが謳われている。「特例許可の細則は、別に定める」としているが、要するに、程度は不明ながら農薬や化学肥料を使用したものに「準」の字を冠しているのである。優良誤認の恐れあり、というべきであろう。市場に要らぬ混乱を生じさせないためには「準」などという曖昧な表示に頼らず、率直に農薬等を使用したものであること（総量、回数等）を明示することが望ましい。

認定基準が如何に立派であっても、販売に際して表示に不透明さがあっては価値も半減しよう。先の綾町の場合と同様、優良誤認を生じない認定マーク表示への工夫・改善を期待したい。

#### （4）“あいまい表示”の波及効果

以上、協議会を構成する有力団体の二様の表示形態を簡単に紹介した。しかし、残念ながら表示に曖昧さがあり、消費者に優良誤認させる恐れがあった。

ところで、近年の“似て非なる有機農業ブーム”の到来によって、協議会をはじめいくつかの地方自治体・任意団体において基準・表示問題が検討されているが、もし、そうした団体（仮に「団体Z」とし、公的・準公的機関的性格を有するものと仮定）が採用するであろう表示方法が、綾町や開発センターのそれに類したものであるとしたら、“いわゆる”有機農産物市場ならびに本来の有機農業運動はどのような波及的影響を被るだろうか。

以下、筆者の推論を紹介して本稿を締め括

りたい。

#### （a）救世主たりえない“いわゆる”有機農業

まず、団体Zが協議会の認定基準に準拠した（或いはそれよりも若干厳しい）栽培基準にそれぞれ金、銀、銅の3色を割当て、綾町の場合と同様にランク区分は色分けによるのみで、認定マークには農薬使用認定区分等の記載はないものと仮定し、さらに、団体Zは説明表示板、ポスター、ビラ等を全国の取扱い店に配付してそれらの掲示を依頼し、色分けの意味を消費者に周知徹底させる方法を講じるものと仮定しよう。

その場合、団体Zが「不当景品類及び不当表示防止法」（景表法）第10条に規定される「公正競争規約制度」（公正取引委員会から認定された公正競争規約は正常な商慣習ということになり、同規約に反する不当表示はアウトサイダーといえども規制の対象となる）を利用せず（公取委から「公正マーク」の使用認定を得ず）、任意団体による単なる自主基準の策定・表示にとどまるなら、それによってもたらされるものは取扱い店の店頭における混乱であろう。「団体Zに続け！」とばかりに、ブームに便乗すべく、様々な後発団体がそれぞれに勝手に定めた認定基準に基づく勝手な表示を行ない、その結果各種表示板やポスター類が取扱い店の販売コーナーに氾濫することが予想されるからである（この点、公正競争規約制度を利用すると、水準の低い基準や不当表示等が規制できる）。

スペースに余裕のある大型店舗ならば各種表示板等を洩れなく設置することも不可能ではないかも知れない。だが、現実問題としてそれを期待することはかなり難しく、況んや零細小売店にいたっては殆ど不可能であろう。

また、現状では団体Zが発行する金色（無農薬）のマークを獲得し得る生産物は少量で、市場に出回る可能性は少なく、消費者が出会

う認定マークの大半は銀色か銅色（減農薬）であろう。マークそのものに当該の色が意味する栽培方法等（農薬等の使用程度）の記載がなく、また、それを補完するために販売に際して店員が積極的に説明の労をとらなければ、消費者は「団体Z認定」等と表示された銀・銅色のマークを見て優良誤認し、それらを購入する可能性が高くなる。何故なら、聞かれもしないのに店員がすすんで消費者に農薬の使用を告げるとは考えにくいからである（取扱い店の関心は販売成績の向上にあり、消費者が優良誤認してくれる方がありがたい）。

穿ちすぎかも知れないが、昨年の公取委の行政指導に際して、有名な大手スーパーやデパートの有機農産物販売コーナーから一時的に過半の生産物が姿を消したり、販売コーナー自体が撤去されたりした「事実」は、商業資本の「本音」が奈辺にあったかをよく示している。

しかし、問題はこれにとどまらない。

先に指摘したように、栽培基準区分そのものが国際的水準から見て甘く、かつ表示に曖昧さがあって消費者に優良誤認させ、減農薬とはいえかなりの農薬を使用した農畜産物が銀・銅色マークを得て付加価値がつくとしたら、《有機農産物市場への新規参入》が激増することが予想されるからである。

「すでに農協の販売事業や自給運動として有機農業に取り組んでいるもの」が約2割に達し、「取り組んでいないが有機農業に関心のある農協」と合わせて9割近い農協が有機農業に関心を持っている現状では（有効回答数1,010農協、昭和62年12月）<sup>(25)</sup>、参入障壁（農薬使用規制基準）が協議会や団体Zが定めるように低ければ、経済学の教科書を繰るまでもなく、付加価値を求めた有機農産物市場への新規参入が増えるのは誰の目にも明らかである。

また、有機農産物を販売した経験を持つスーパーやデパートでは9割が今後その取扱い

量を増やす意向を示し、取扱い経験のないところでも6～7割が条件次第では取扱いを開始したい意向を持っているという（有効回答数191社、昭和63年12月）<sup>(26)</sup>。

その結果、招来されるのは「似て非なる有機農産物」の供給過剰である。一時的に得られた先駆者利潤はやがて消滅し、結局は生産者を窮地に追いやることになる。

こうした問題に加えて、スーパーやデパート等「大手流通資本の『有機農産物市場』への進出は、巨大化した市場流通機構が農業の現場を歪めてきたのと同じように、有機農業生産者の農業経営を歪めるという重大な問題を引き起こす恐れがある。」「『品揃え』や『一定量の確保』といった流通段階の都合が優先すると、（流通資本は）……各農家やグループの農業経営の少品目大量生産や単作化、あるいは産地別分業化（産地形成）によって集荷効率を上げようとする。その結果、有畜複合農業を目指す農家の循環を断ち切り、循環に基づく永続的農業への転換を阻害していくことは火を見るより明らかである」<sup>(27)</sup>。

枡淵俊子氏が先見するように、「大手流通資本による有機農産物の取扱いには、一般の消費者の『有機農業』や『有機農産物』への関心を喚起することはあっても、『本物』の有機農産物をつくり出していく方向に農業を変えていく可能性はきわめて少なく、健康食や自然食ブームに乗った『健康食品』や『自然食品』と同じ『有機農産物』という差別化商品の新たな市場を膨張させていくだけであろう」<sup>(28)</sup>。

基準や表示が如何に厳格であっても、《有機農産物の市場流通》を前提にする限り、同じ論理が成り立つ。資本はヒトもモノも、そして思想や哲学でさえも私利利潤追求の道具にし、使い捨てるのであり、利潤獲得物としての「いわゆる」有機農産物の有利性が供給過剰によって喪失する時、昨今の「似て非なる有機農業」もまた使い捨てられることを

生産者は知る必要がある。

「安全な有機農産物を誰でも、必要な時に、必要な量を、適当な価格で自由に見る状況の創出」。一見、結構なことのように映るスローガンだが、既存の流通構造と消費構造を前提にした有機農産物の生産（消費者や大手流通資本等の「ニーズ」への盲目的迎合）によって犠牲を強いられるのは、間違いなく生産者である。目先の付加価値を求めた、これまでの数限り無い農畜産物（端境期や「わけあり」狙い等）が辿った哀れな末路を一瞥するだけで、容易に合点が行く。

昨今の《有機農産物の市場流通》を前提にした「似て非なる有機農業（論）」ブームの行きつく先が《有機農業という名の新たなカオス》であろうことは、経済学の入門書を繙くまでもなく想像に難くない。ブームに便乗して目先の付加価値を得ようとする生産者（それを推進しようとする者）は、このことをよく肝に銘じておく必要がある。

#### (b) 有機農業運動への波及効果

仮定したように、団体Zは公的・準公的機関の性格を有している。そういう信頼における団体が任意に発行する認証マークである。大半の消費者は、残念ながら、いまもって「権威」に弱い。銀・銅色マークに農薬使用等の具体的な事実記載がなければ、繰り返し強調したように、消費者に優良誤認をおこさせる。それは、これまで日本の有機農業運動を支えてきた消費者の相当部分を、提携（共同購入運動）から離脱させることを同時に意味している。

周知の如く、スーパーやデパート等に「有機」類似表示の「わけあり」農産物が出回り出してから、すでに8～9年になる。しかし、それにも拘らず提携は順調にその勢力を拡大して今日に到っている。これを提携の成果と捉え、「運動によって培われた強い信頼関係は「似て非なる有機農産物」に惑わされることは

ない」と胸を張る共同購入グループのリーダー達がいる。

運動に誇りと自信をもつのは、素晴らしい。だが、彼女達の状況認識は総じて甘い。

共同購入グループの最小単位の班（10世帯前後で構成され、ポストとも呼ばれる）を組織する主婦の大半は、素性の知れた安全な食べ物が入手できることに最大のメリットを感じて共同購入に参加しているにすぎない。提携を《安全な食材確保の一手段》と捉える姿勢は、何年経っても殆ど変わらない。「提携の10原則」に謳われているにも拘らず、学習活動を徹底させなかった当然の帰結というべきである。提携に伴う金銭的、時間的、労力の諸負担や人間関係に煩わしさを感じつつも、他に信頼できる安全な食材確保の途が無いために辛うじて提携にとどまっている主婦の数は、個々にインタビューしてみれば容易に分かるが、リーダー達が考えている以上に多い。

したがって、こうした「潜在的離脱者」や「離脱予備軍」が、団体Zの発行する銀・銅色マークを優良誤認したと仮定したら、「顔と暮らしの見える「あいだがら」（有機的人間関係）」にあるべきはずのパートナーたる生産者の生活も顧みず、いともドライに、無責任に提携を放棄するであろうことは想像に難くない。

このように断定してしまえば、反発を感じる向きもあろう。しかし、総会、ブロック会議、ポスト集会、講演会、学習会、産消交流会など、それぞれの共同購入グループが主催する催しへの出席者が、顔触れのほぼ固定した少数者であること一つをとっただけでも容易に合点が行くことである。

会員の共同購入離れを防止するためには、例えば、①われわれ一人ひとりの食べ方の歪みがマス（衆、塊）となって時代を反映した歪んだ消費の型と思想を形成するとき、国内の生産の型（農法）も歪むこと、②われわれが享受する豊かな生活の裏側には南の国々の農林水産資源の収奪やエネルギー資源の過消

費、環境の汚染、自然生態系の破壊等があり、このまま放置すれば地球および生命の腐蝕の恐れがあること、③「産消提携」とは食および農の主権・主体性の回復を求める、知と行がひとつになった社会・生活変革運動であること、等々、共同購入（運動）の根本に関わる問題について一つひとつ丁寧に学習を積み重ねて、運動の思想性を高め、原点に戻って組織の結束力を強固にする必要がある。

しかし、幸いと言うべきか、さきごろ農林水産省が新聞発表した「有機農業技術実態調査委託結果の概要」（平成元年6月16日）では、有機栽培を実施している1,022例のうち、有機栽培上の取決め、基準、規約等が「ある」と答えたもの271例（26.5%）、「ない」と答えたもの548例（53.6%）、無回答203例（19.9%）。取決めの有無に拘らず無農薬・無化学肥料で栽培している生産者は1,022例中僅か323例（31.6%）であった。半数近い消費者が「有機」にイメージする「無農薬」を実現できる生産者は、現時点では極めて少数である。

したがって、団体Zの表示が適正に行なわれれば、「潜在的離脱者」や「離脱予備軍」が農薬使用を慣行防除暦の2分の1以下に減らした銅色マークや3分の1以下に減らした銀色マークを無農薬の金色マークと優良誤認し、共同購入（提携）を放棄してスーパー等に鞍替えする可能性は少ない。また、表示が不適正の場合でも、共同購入グループが団体Zの発行する認定マークの色分けについての情報を組織の末端（班、ポスト）にまで周知徹底させることができれば、少なくとも短期的には「潜在的離脱者」や「離脱予備軍」の組織離れを最小限にとどめることができよう（尤も、減農薬栽培を承知で提携しているグループにあっては、同じ減農薬栽培ならば制約の多い提携に代えて、必要な時に必要な量を自由に入る利便性を選択し、団体Zの銀・銅色マーク付有機農産物を購入する主婦の続出は避けられないだろう）。

しかし、長期的には提携にとっての悲観材料が多く、前途は多難といえよう。現状に甘んずる視野狭窄傾向の発生や後継リーダーの人材不足など共同購入グループ内の問題に加えて、保田茂氏が指摘するように、「女性の社会進出は専業主婦の力に負うところが多い共同購入型の提携運動にとってはマイナスに作用」<sup>(29)</sup>し、さらに協議会や綾町、岡山県等に典型を見る「認定証票つき市場指向型有機農産物」の出現によって有機農産物の入手が簡便になるからである。そして皮肉なことに栽培基準や表示が厳格になればなるほど、市場流通する有機農産物は無農薬・無化学肥料に限り無く近づき、「潜在的離脱者」や「離脱予備軍」ならずとも何かと面倒事が多い提携を放棄したくなるような、魅力的な外的条件が整備されて行く。

その時、確たる思想と信念を持って提携にとどまる消費者はどれ位いるだろうか。3～4割人数が減ったらポストが維持できず、共同購入グループの崩壊に繋がると言われているが、「商業資本の露払い的存在でしかなかった」と揶揄されないためにも、これからの数年間が提携にとっての正念場、まさに提携の真価が問われる季節の到来と言えよう。基準や表示が緩くても、厳しくても、「いわゆる」有機農産物の市場流通は提携に対して様々の（負の）影響を与える。

先に指摘した「提携する産消両者にとっての“蜜月”の終焉」とは、この意味において理解されなければならない。

様々の仮定に基づく筆者の勝手な推論が、どの程度、有機農業を巡る諸相を捉え得たかについての黑白は、来る数年の内に明らかになろう。筆者の杞憂が文字通りに取越し苦労に終わることを、有機農業（産消提携）に思い入れを抱く者のひとりとして願ってやまない。提携以外に産消双方が「食」および「農」の主権・主体性を真に回復し、自立する途は

ないと考えるからである。

注(1) 足立恭一郎『有機農業の基準づくりを巡って』(『農業と経済』平成元年2月号) 48~55頁。

(2) 「大学のなかは冷静そのものであり、有機農業などは時代錯誤もはなはだしく、非科学的領域にうつつをぬかすとは、研究者としてあるまじきことと酷評されたものであった。しかし、生産者と消費者との提携が拡大と深化を続け、一つの世論を形成するようにするにつれ、……土づくりや農薬の使いすぎをあらためるのは当然のこととする発言が、学問の世界でも語られるようになってきた。あたかも、以前から主張してきたといったふうに……」(『日本の有機農業』ダイヤモンド社、昭和61年、200頁)と、保田茂氏は述懐している。

筆者も同じ経験を有する。当時、社会的にマイナーな存在でしかなかった「有機農業や農業生産共同体(山岸会)などにいつまでもかかずらわっている、時代に取り残されてしまう」と、8年前に筆者に研究対象の変更を“忠告”してくれた当の本人が、近年、駆け足で見てきた欧米の有機農業や環境保全重視型農業政策の動向を、日本農業・農政が学び、進むべき途として農業関係誌紙上で盛んに紹介し、恰も以前から主張してきたかのように論じている姿を見るとき、機を見るに敏なる彼(等)の関心を有機農業に向かわせた時の流れの皮肉を感じないわけにはゆかない。しかし、彼(等)は例外なく有機農業とは名ばかりの“似て非なる有機農業論”を展開している。

(3) 保田茂、前掲書、162頁。

(4) 見里朝正「農薬への不安に答える」(遊佐・見里・他『小説複合汚染への反証』国際商業出版、昭和50年) 54~56頁および69頁。

(5) 『ジェトロ農林水産ウィークリー』(平成元年7月24日、1742号)。

(6) 反農薬東京グループ『農薬問題の要点解説(反農薬シリーズ③)』(同グループ刊、昭和63年) 56頁。

(7) 東京弁護士会・公害・消費者問題対策特別委員会『改訂消費者のための農薬の本』(同委員会刊、昭和61年) 37頁。

なお、昭和62年から「農薬管理指導士制度」が都道府県に導入された。この制度は「農薬販売業者および防除業者の中で農薬の取扱いについて指導的役割を果たす者に一定の研修を実施し、『農薬管理指導士等』として認定し……、これらの者の協力を得て、農薬の販売窓口における農薬使用者に対する助言、防除現場における率先した農薬の適正使用等を進めていこうとするもの」とされている(清野義人「農薬の安全性確保とその適正使用の指導について」『フードケミカル』平成元年6月号、34~35頁)。しかし、これは毒物を実際に散布する農民個々人の農薬取扱資格を云々するものではない。

(8) 保田茂、前掲書、4頁。

(9) 宮村光重・吉田忠編『食糧の経済』(ナカニシヤ出

版、昭和56年) 第6章。

(10) 農文協文化部『管理される野菜』(農文協、昭和60年) 132頁。

(11) 農文協文化部、前掲書、31頁。

(12) 同じことはコメについても妥当する。「稲につくカメムシにも農家は目の色を変える。この虫に稲の汁を吸われると、精白しても針の先ほどの黒斑が残って、これが1,000粒のうちで2粒でもあれば……等格付けの2等米……、4粒で3等米、8粒以上だと等外米になるから(農家)は繰返し農薬をまいて絶滅を期す。……全国69銘柄米の政府買い上げ価格は玄米60キロ当たり1等と3等で1,720円違う。6,000キロ(100俵)の収穫がある農家だと、カメムシを完全に殺してなかったばかりに17万2,000円の減収になる。京都府の三和町農協組合長水谷忠雄は『米の検査制度そのものが、農薬の大量散布を強いている』と嘆いた」(朝日新聞経済部『食糧』朝日新聞社、昭和58年) 105頁。

(13) 一楽照雄、第14回日本有機農業研究会総会における「情勢報告」(『土と健康』150号、昭和60年2月) 3頁。

(14) 荷見武敏・鈴木利徳『新訂有機農業への道』(楽游書房、昭和55年) 71頁。

(15) 樹渥俊子「提携」(天野・高松・多辺田編『有機農業の事典』三省堂、昭和60年) 258頁。

(16) 『中日新聞』昭和63年2月26日付。

(17) 全国農業協同組合中央会「『有機』、『無農薬』等農産物供給状況調査：中間とりまとめ」昭和63年1月。

(18) 松村和則「『地域』の視座から見た『有機農業運動』」(『農総研究季報』3号、平成元年9月) 31頁および23頁。

(19) ①自民党の衆参両議院議員による「有機農業研究議員連盟」の設立(163名、昭和62年4月)と、これに次ぐ社会党の「有機農業研究会」(衆参両議院議員27名、昭和63年5月)の設立、②『農業白書』(昭和62年度)の有機農業への公式言及(有機農業を「消費者ニーズに的確に対応した収益性の高い高付加価値型の農業」として把握)、③「農協の有機・減農薬等農業への取り組み」をテーマにした、全国農協中央会による「有機農業全国農協交流会」の主催(昭和63年11月)、④第18回全国農協大会における「21世紀を展望する農協の基本戦略」の決議(「高付加価値農産物等販売システム」という表現で、モノとしての有機農産物を公式に“嫡子”として認知。昭和63年12月)、⑤「有機農業対策室」の設置(農林水産省農蚕園芸局農産課内、平成元年5月)などの影響を受けて、有機農業に対する世間の関心がここ1~2年急速に高まった。

(20) 生態系農業連絡協議会第2回総会資料(平成元年6月17日) 13頁。

(21) 協議会総会資料、前掲、13~16頁。

(22) 渡辺雄二「微生物農薬は今」(『日本農業新聞』平成元年8月29日~9月7日連載記事) および『農薬毒性の事典』(植村・河村・辻・ほか著、三省堂、昭和63年) 142頁。

23) 本稿では、有機農研が発表した「提携の10原則」を満ちし得る集団を「直接提携（消費者グループの共同購入）方式」と「生協経由方式」の中に（可能性も含めて）見出すことができる、として話を進めてきた。しかし、当該集団が提携と呼ぶに相応しい質的内容を備えているか否かを、形態によって判断することは難しい。

たとえば、それを生業としているという理由から提携には取立て含めなかった集団の中にも有機農産物を専門に扱う八百屋連合「JAC」や「ボラン広場」、主として注文共同購入制をとる専門流通組織「大地を守る会」、ユニット宅配制をとる「らでいっしょぼーや」（日本リサイクル運動市民の会）や「にんじんCLUB」（中部リサイクル運動市民の会）など、提携と呼んでも差し支えがないほどの高い思想性をもった“業者”も多数存在している。

直接提携方式、生協経由方式、そして上に一例を示した“業者”は日本の有機農業を守り育てようと

する姿勢のあることにおいて共通しており、これらを総称して筆者は＜開かれた産消提携＞と呼ぶことにしている。筆者が注目するのは、生産者や“業者”の「農」に取り組む姿勢・方向性と産消間に成立する有機的人間関係（心情的紐帯）の質である。詳しくは拙稿「産消提携による農の自立」（『農業総合研究』第42巻第2号、昭和63年4月）1～61頁参照。

24) 荷見・鈴木・河野著『有機農業——農協の取り組み——』（家の光協会、昭和63年）102頁。

25) 全中、前掲『中間とりまとめ』

26) 国民生活センター『有機農産物流通の多様化に関する研究』（同センター刊、平成元年3月）78頁。

27) 榊湯俊子「消費者集団による有機農業運動の現段階」（『国民生活研究』第24巻第2号、昭和59年9月）49頁。

28) 榊湯俊子、同上、49頁。

29) 保田茂「有機青果物の流通と課題」（『果実日本』平成元年4月号）25頁。